

# 社会福祉法人雨竜園役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雨竜園（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給こととし、賞与及び退職手当は支給しない。

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、次に定める額

評議員	
	日額
評議員会への出席	10,000円
理事	
	日額
理事会への出席	10,000円
監事	
	日額
評議員会・理事会及び監査等への出席	10,000円
第三者委員	
	日額
苦情解決及び虐待解決のための処理業務	10,000円

- (2) 非常勤役員等の報酬等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次に定める額とする。

評議員、理事、監事、選任・解任委員及び第三者委員

	日額
法人業務への出席	10,000円

- (3) 上記第3条第1項第1号及び第2号の交通費等また、職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

社会福祉法人雨竜園役員等の費用弁償に関する規則（平成18年12月1日施行）を廃止し、本規程（社会福祉法人雨竜園役員等報酬規程）を平成29年4月1日から施行する。